

第
5回

シリーズ事業承継



税理士 三枝 寛和

シリーズ事業承継 第5回は「事業承継に関する法律、経営承継円滑化法」「事業承継の相続トラブル」について考えます。

1.事業承継に関する法律、経営承継円滑化法

経営承継円滑化法（中小企業における経営承継の円滑化に関する法律）は、中小企業において代表者が死亡しても、事業活動の継続に支障をきたさず、雇用や経済活動が損なわれないように、

① 遺留分に関する民法の特例

② 金融支援措置

③ 税制の措置

を主な柱として設けられました。

① 遺留分に関する民法の特例

遺留分とは兄弟姉妹以外の相続人に保証される最低限の相続の権利です。現経営者が生前中に贈与していた自社株も遺留分の基礎財産に含められ後継経営者に遺留分の請求をされる場合が出てきます。

このようなことを防ぐために民法の遺留分放棄という制度が認められています。これは現経営者が生前中に行いますが事務負担が多いという難点がありますので、経営承継円滑化法では遺留分の特例を設けています。除外合意、固定合意、付随合意と言われるものです。

② 金融支援措置

自社株の買い集め、納税のために多額の資金が必要になります。経済産業省の認定を受けた中小企業者に対して、中小企業信用保険法の特例により信用枠を拡大し金融機関から融資を受けやすくなります。

また、日本政策金融公庫の特例により、認定を受けた中小企業、更には個人までも融資を受ける事ができるようになります。

③ 税制の措置

事業承継に関する税制支援では非上場株式に係る相続税の納税猶予の特例、非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例があります。

相続、贈与により取得した非上場株式（中小企業の株式）に対応する相続税、贈与税の納税が猶予されるという税制です。経済産業省の認定を受けますと、約80%の税額が納税猶予されることになりますが、あくまで納税が猶予される制度ですので、後に課税が表面化することもあります。

2.事業承継の相続トラブル

相続はよく争族と揶揄されますようにトラブルが多く発生します。争族トラブルを回避するには何が必要なのか考えてみます。

- ① 後継者の選任
 - ② 後継者の経営権を確保
 - ③ 相続資産の財産の分割
- が主な課題になってきます。

① 後継者の選任

後継者を誰にするかが明確化されていないために起こるトラブルが多くあります。テレビドラマなどで題材にもなります。現経営者が生存中にやっておかなければならない最大の仕事です。後継者以外の相続人の説得もその仕事に含まれます。

オーナー企業の経営者が有する財産は、自社株、会社に事業用として貸与している不動産が大半の場合が多くあります。民法では、子は平等に扱われ均等相続が原則です。事業用の資産を現経営者が整理しておかないと、相続が発生した時に複数の相続人により法定相続分で事業用の資産を分割されてしまい、事業資産が後継者以外に分散することになります。こうなると会社の経営が不安定になり事業の継続も難しくなることもあります。中小企業に限らず名の知れた大企業でもこの問題は見受けられます。

② 後継者の経営権を確保

後継者の経営権を確保するために遺言の活用があります。遺言とは遺言者の生前における最終的な意思を示したもので、遺言者の死後にその意思を実現させるものです。

相続が発生した時に遺言がない場合は相続人が遺産分割協議を行い相続財産の分配を決めますが、相続財産の多くが自社株や会社の事業用資産の場合、後継者とその他の相続人との争族トラブルになる可能性が増えます。

遺言がある場合は遺産分割協議が争族になるのを防ぐのに役にたちますが、遺言でも遺留分による制約は受ける事になります。

③ 相続資産の財産の分割

円滑な事業承継の観点から事業承継者が自社株、会社の事業用資産を承継することが望ましいですが、その他の相続人との相続財産の不均衡が起こる場合、争族のもとになる可能性があります。

これを未然に防ぐには現経営者が相続財産として予想される財産を事前に整理のうえ相続人に周知し、組み換えを行っておく必要があります。これを踏まえて前段の遺言にこのことを反映させておく必要があります。